



特集 1

こども支援

～家庭の環境調整を通じたアプローチを中心に～

はじめに

第1 家庭の環境調整と法的支援の関係

- 1 不登校の背景に親による面前 DV がある事例
- 2 ネグレクトの背景に生活困窮がある事例

第2 法テラスの取組

- 1 法制度や相談窓口に関する情報提供
- 2 法律相談の費用に関する援助制度
- 3 法律相談の方法・場所に関する工夫
- 4 弁護士等に各種手続を依頼する場合の費用等の援助制度
- 5 地域における関係機関連携

特集 2

靈感商法等被害に関する取組

第1 灵感商法等対応ダイヤルの開設

第2 関係機関・団体との連携

第3 ワンストップ相談会の企画・実施

(注) 画像及び写真の無断使用・転載・複写等を禁止します。

特集1

こども支援

～家庭の環境調整を通じたアプローチを中心に～

はじめに

令和3年度版法テラス白書の特集では、《司法も福祉の一部》として機能し得る場面があるという問題意識に基づき、「生活困窮者支援における福祉と司法の連携の意義と課題」について報告した。本特集も、同様の問題意識に基づくものである。

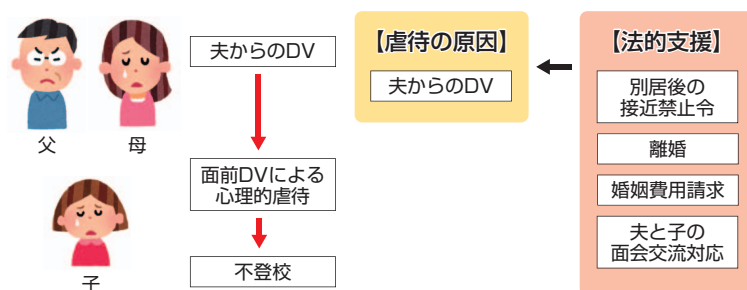
こどもの抱える最も深刻な問題の一つとして、親による虐待がある。虐待の背景には、親自身の成育環境に起因する問題、配偶者からのDV、社会からの孤立、生活困窮など、親の抱える様々な問題が複雑に絡み合っている。これら全ての問題を司法が解決できるものではないが、福祉と司法が適時に連携し、こども本人だけでなく、その親に適切な法的支援を行うことで、虐待の原因の一部を取り除くことができる場合がある。

そこで、本特集では、家庭環境の調整に取り組む福祉の現場において、法的支援がどのように役立つのかという視点に立って、法テラスの制度や取組事例を紹介する。

第1 家庭の環境調整と法的支援の関係

家庭の環境調整において、法的支援はどのように役立つのか。法テラスに寄せられる相談事例（一部事例を加工している。）をもとに考えてみたい。

1 不登校の背景に親による面前DVがある事例



子（小学5年生）は、夏休み明けから約1か月不登校が続いている。スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）が母と面談したところ、次のような事実が明らかになった。

- ① 夏休み前の7月中旬頃から、仕事のストレスを抱えた父が、専業主婦の母に対して、「部屋が片付いていない。」「夕食が手抜きである。」「誰の稼いで生活できていると思っている。」などと暴言を浴びせるようになった。母が父に反論すると、父が激高して、母の顔を叩いたり、食器を投げて割ったりすることがあった。
- ② これらの様子を目の前で見せられた子は、スマートフォンですっとYouTubeを観たり、突然泣き出したり、不安定になっていった。夏休みの宿題も全く手を付けていない。
- ③ 以上の経緯で、子は「学校に行きたくない。」「お母さんと一緒にいたい。」と言うようになった。母としても、父に怯える毎日で、子が心の支えになっている。子と一緒にいたいので、学校に行くようにとは言っていない。

この事案では、こどもの不登校の背景に、面前DVによる心理的虐待があると考えられる。父の母に対するDVをやめさせ、母子の生活環境を安全で安心できるものに調整することで、こどもの不登校という問題も解決できる可能性がある。法的支援としては、例えば次のようなものが考えられる。

【法的支援の内容とメリット】

(1) 別居後の接近禁止命令

母子がシェルター等に避難し父と別居した後、父が母子に接触するのを避けるため、裁判所に接近禁止命令を申し立てることが考えられる。

命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（令和6年4月1日施行の改正法のもとでは、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金）が科され得る。これにより母子の安全確保の実効性を高めることができる。

(2) 離婚に伴う各種手続代理

DVを受け、いわゆるパワレスな状態になっている母が、一人で離婚に向けた各種手続を進めていくことには相当な困難が伴う。離婚調停や離婚訴訟において、弁護士を代理人とすることで、DVの相手方である父と直接やりとりせずに離婚手続を進めることができる。離婚原因の有無・養育費・親権・離婚後の面会交流・財産分与・慰謝料・年金分割などについて、裁判所に対して適切に主張していくことができるようになる。

パワレスな状態にある母親に必要な法的支援につなげるために



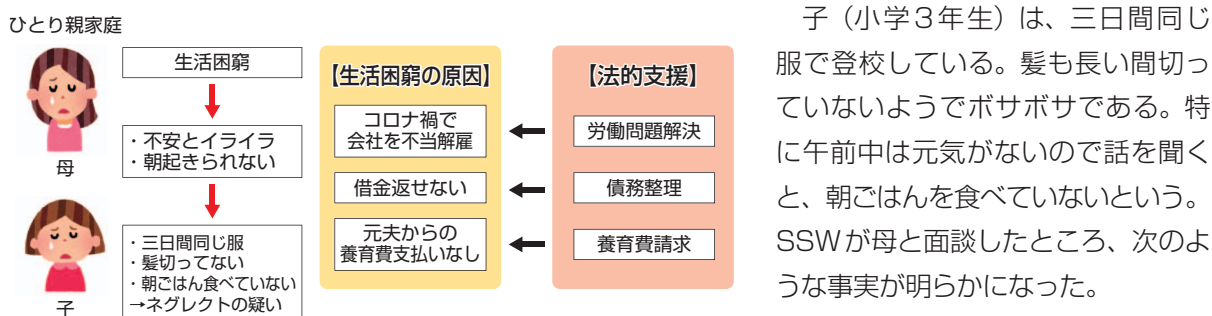
NPO法人全国女性シェルターネット 事務局長
山崎 友記子

DV被害を受けてきた方は、精神的に深く傷ついています。主体的に自らの力を発揮することが困難な状態、いわゆるパワレスな状態にある方も少なくありません。DVの相手方から避難し、婚姻費用の請求をしながら、離婚に向けて各種手続を進める。このように冷静に考えることは難しく、解決に向かって進んでいく力が湧いてこない状況にあります。このような状況にある方に、単に、「こういう制度がある。」、「こうすれば離婚できる。」、「一度法律事務所で相談してみると良い。」とアドバイスするだけでは、問題は解決しません。

そこで、私たちは、本人が法律事務所で法律相談を受ける際には、本人と担当弁護士の同意のもと、一緒に法律事務所に行き、本人の隣に座って法律相談を受けるようにしています。また、離婚手続を依頼した後の弁護士との打合せにも、できるだけ同席をするようにしています。

パワレスな状態にある本人に必要な法的支援につなげるためにも、本人の心の状態に対する深い理解と伴走型の支援が重要であると考えています。

2 ネグレクトの背景に生活困窮がある事例



子（小学3年生）は、三日間同じ服で登校している。髪も長い間切っていないようでボサボサである。特に午前中は元気がないので話を聞くと、朝ごはんを食べていないという。SSWが母と面談したところ、次のような事実が明らかになった。

- ① 母は、生活が困窮していて、このまま生きていけるのかとても不安に感じている。いつもイライラしていて、精神的に余裕がない。
朝も起きることができず、子のことを構う余裕がない。
- ② 生活が困窮しているのには、いくつかの理由がある。
1つ目は、コロナ禍で働いていた工場から突然解雇されたことである。その後、スーパーの店員として就職したが、収入は以前の7割程に減少した。
2つ目は、コロナ禍前から抱えていた消費者金融やクレジットカードの返済が追い付かないことである。
3つ目は、3年前に離婚した元夫が、コロナ禍で収入が減ったと言って、突然養育費の支払をやめたことである。コロナ禍が一段落した現在も、元夫からの養育費の支払はない。

上記の事案では、生活困窮の3つの原因について、例えば次のような法的支援が考えられる。

【法的支援の内容とメリット】

(1) 労働問題の解決

解雇には正当な理由が必要である。事案や現時点で今後どのような働き方を望むかなど個人事情にもよるが、解雇の無効を主張して復職が認められる場合もある。また、無効な解雇によって生じた損害の賠償請求をする方法などもある。

(2) 債務整理

債務の支払額や支払方法について、債権者との合意によって変更する方法（任意整理）がある。また、支払不能な債務について、裁判所の手続きで免責（支払わなくて良い状態）を受けるという方法（自己破産）もある。

(3) 養育費請求

裁判所を通じて、養育費の支払額を決定してもらう方法（養育費分担調停・審判）がある。これにより決まった養育費を相手方が支払わない場合は、預金や給与などを差し押さえることで、強制的に回収することもできる。

スクールソーシャルワーカー（SSW）と弁護士の連携の必要性



名古屋市立大学大学院 准教授
米川 和雄

生活困窮を始め、スクールソーシャルワーカー（SSW）が支援する児童の家庭が法的問題を抱えているということは少なくありません。適切な時期に法的支援が行われることで、家庭の法的問題への見通しが立ち、それにより児童の将来が拓けることもあります。同時に、困難事例で悩まれている現場のSSWの負担を軽減することにもなります。

しかし、実際のところ、現場のSSWと弁護士はまだまだ連携ができていないというのが現状です。スクールローヤーは全ての教育委員会に配置されているわけではありません。また、配置されていても具体的なケースについて、SSWが直接気軽に相談できないこともあります。

既に存在する法テラスの各種サービスなども利用しつつ、将来的には、SSWが日頃のケースについて電話でちょっと弁護士に聞くことができるホットラインや、ケース会議に気軽に弁護士も呼べるという仕組みができると、よりSSWと弁護士の連携が進むのではないかと思います。

児童相談所における家庭環境調整と法テラスの活用



さいたま市児童相談所 非常勤弁護士
法テラス本部 前第一事業部長
弁護士 設楽 あづさ

児童相談所では、こどもの安全を確保するために、一時保護など、やむを得ずこどもと親を引き離す方向での介入を求められることが少なくありません。児童相談所に勤務する弁護士としての主な仕事は、私の場合、この介入についての法的助言ということになります。

しかし、虐待の背景には必ず家庭環境の問題があります。こどもと親を引き離さなければならなくなる前に、家庭環境調整に関する適切な法的支援がなされれば、児童虐待を防ぐことにもつながります。

こどもが直接弁護士に相談するのは様々なハードルがありますが、その親の支援という形であれば、既存の法テラスの無料法律相談や弁護士・司法書士費用等の立替制度は大いに活用する余地があります。児童相談所における家庭環境調整においても、法テラスの各種制度が活用されることを期待したいです。

第2 法テラスの取組

1 法制度や相談窓口に関する情報提供

第1のとおり、法的支援はこどもの家庭環境を調整するための有効な手段である。しかし、そもそものような法制度があるのか、どこに相談すればよいか分からない、相談行動をとることはできない。そこで、法テラスでは、これらの課題に対応するため、次のような取組を行っている。

(1) 犯罪被害者支援ダイヤル



被害にあわれた方向けポスター

犯罪被害者支援ダイヤルは、DV、ストーカー、児童虐待、性被害、職場のいじめを含む様々な被害について、犯罪被害者支援の知識や経験を持ったオペレーターが、無料で法制度紹介や相談窓口案内を行うサービスであるが、こども本人からの問合せにも対応している（詳細は121ページ参照）。

犯罪被害者支援ダイヤル
なくことないよ
0120-079714
(平日9時-21時、土曜9時-17時)

また、法テラスでは、学校における制度周知用ポスターの掲示、同ダイヤルの電話番号の記載されたポケットカードの配布、制度周知用アニメーション動画のYouTube配信等により制度周知を図っている。



学校掲示用ポスター



ポケットカード



制度周知用アニメーション動画



(2) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介

弁護士による相談・支援が必要な場合には、個々の状況に応じて、地方事務所の担当者から、DVや児童虐待を含む犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介している（詳細は128ページ参照）。

(3) 法テラス・サポートダイヤル

上記(1)とは別に、法テラスでは、適切な法制度、関係機関（法律相談・公的機関窓口等）の紹介を行う法テラス・サポートダイヤルを設け、債務整理や労働、離婚、相続等の幅広い問合せに対応している（詳細は37ページ参照）。

法テラス・サポートダイヤル

0570-078374 (平日9時～21時、土曜9時～17時)

(4) 靈感商法等対応ダイヤル

保護者による宗教の信仰等を背景として虐待を受けている場合や、宗教団体に対する多額の献金により生活困窮に至った場合など、宗教2世・3世の家庭環境の調整が必要な場合がある。特集2（29ページ）で紹介している靈感商法等対応ダイヤルでは、靈感商法等でお悩みの方を対象として、相談窓口を案内している。このダイヤルは、宗教2世・3世のこども本人も利用可能である。

靈感商法等対応ダイヤル

0120-005931 (平日9時30分～17時)

【イベント】全国一斉養育費お困りダイヤル



「全国一斉養育費お困りダイヤル」のチラシ

法テラスでは、令和4年3月6日、養育費の不払が社会問題化している背景を受けて、1日イベント「全国一斉養育費お困りダイヤル」を実施した。当日は、専用の電話機を設置し、法テラスの常勤弁護士が問合せに応じた。

当日は、例えば、次のような問合せが寄せられた。

「コロナ禍で収入減。元夫も養育費を支払ってくれず、どうしたら良いか相談したい。」

「離婚して養育費を支払っているが、再婚相手の子どもと養育費縁組をした。元妻への養育費の支払を減らすことは可能か相談したい。」

2 法律相談の費用に関する援助制度

弁護士による法律相談を受けたくても、費用を用意できないため、相談をすることが難しいという場合がある。この問題に対応するため、次の制度がある。

(1) 民事法律扶助に基づく無料法律相談

資力（収入・資産）が一定基準以下の方について、同一の相談につき3回まで、無料で法律相談を受けられるという制度である（詳細は63ページ参照）。

(2) DV等被害者法律相談援助

DV、ストーカー、児童虐待の被害を受けている方（受けるおそれのある方を含む。）を対象に速やかに弁護士による法律相談につなぐ制度である（詳細は130ページ参照）。

この制度は上記（1）の制度と異なり、DV、ストーカー、児童虐待の被害者であれば利用が可能である。ただし、法律相談実施時の処分可能な現金・預貯金の合計額が300万円を超える方については、後日法律相談費として5,500円（税込）をご負担いただいている。

3 法律相談の方法・場所に関する工夫

(1) 電話・オンラインによる法律相談



上記2で紹介した法律相談の制度は、いずれも、対面だけでなく、電話・オンラインによる相談も可能である。本人が承諾し、相談を担当する弁護士の許可があれば、DV・ストーカー被害者の親やこども本人に支援者が同席して相談を受けることもできる。

施設における電話・オンライン相談の有用性

NPO法人全国女性シェルターネット 事務局長
山崎 友記子

DV被害者支援の課題の一つは、都市部を除き、近くにDV被害に精通した弁護士が少ないということです。

電話・オンラインでも利用できる法テラスの各種相談制度（DV等被害者法律相談援助、民事法律扶助）を利用して、シェルター利用者が、支援団体事務所などの安全な場所から電話やオンラインで法律相談ができれば、DV被害者に対する法的支援の機会は大きく広がるように思います。

(2) 男女共同参画センター等における女性弁護士によるDV相談



相談イメージ

例えば、大分市では、市・大分県弁護士会・法テラス大分との連携のもと、男女共同参画センター等を会場として、女性弁護士による女性のためのDV被害者支援等定期相談会を実施している。

同相談会では、法テラスのDV等被害者法律相談援助や民事法律扶助を利用することで、基準を満たす方については、無料でDV等に関する法律相談を受けることができるようにしている。

DV被害者等に対するワンストップ相談の必要性



大分市市民部生活安全・男女共同参画課
男女共同参画センターたびねす
所長 高橋 淳子(左)

大分市子どもすこやか部子育て支援課
中央子ども家庭支援センター
参事補 関 幸子(右)

このDV被害者支援等定期相談会が始まったきっかけは、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響として、女性のパート・非正規雇用による収入減や解雇、DV被害の増加など、女性が社会的弱者になりやすいことから生じる問題があらためて顕在化したことで、女性の困りごとに対して法的な知見での支援が必要であるという問題意識からでした。相談者の多くは、接近禁止命令、離婚、婚姻費用請求、養育費の問題等の法律問題を抱えています。また、相談者の中には、女性弁護士による相談を望まれる方も少なくありません。しかし、本市にはDV被害者支援等に対応する独自の無料法律相談の制度がありませんでした。そのため、DV被害者等の相談者は、自分でこの分野に対応できる弁護士を探さなければなりません。これは、やっとの思いで行政につながった相談者にとって、非常に負担の大きいことでした。

もともと、限られた資源のもとで、新たな無料法律相談制度を設けることは容易ではありませんでした。そんな時、DV被害者支援関係機関が参加する協議会をきっかけに法テラス大分の担当者の方とつながり、一定の基準を満たす方については、法テラスのDV等被害者法律相談援助や民事法律扶助を利用することで、無料でDV等の法律相談を受けることができることを知りました。

以上の経緯で、大分市と法テラス大分とで無料相談会の企画内容を調整し、大分県弁護士会からこの分野に対応できる女性弁護士の派遣協力をいただくことで、令和3年8月からDV被害者支援等定期相談会を実施しています。

相談会の利用者の方からは、「法的な解決策があることを知って自信をもって前に進むことができた。」「法的な支援があることで自分の悩みの方向性を整理できた。」など、行政での相談からの法的支援を含めた相談が、ワンストップで受けられることについて感謝する声をいただいています。今後も法テラス大分と連携し、女性支援の体制を拡充していければと思います。

(3) こども食堂における法律相談



※プライバシー保護のため、一部画像を加工しています。

食堂内での様子(法テラスの常勤弁護士は左から1人目)

各地で実施されているこども食堂は、単にこどもたちへの食事提供の場としてではなく、こどもの親世代や高齢者を含めた幅広い年齢層の地域住民のコミュニケーションの場として機能している。

そこで、一部の地域では、法テラスの常勤弁護士が、こども食堂を運営するNPO法人や社会福祉協議会と連携して、こども食堂で法律相談を実施するという取組を行なっている。弁護士もこども食堂に参加し、地域住民と何気なく会話したり、こどもたちと遊んだりする中で、住民から法律相談の希望があれば、別室で法律相談を実施するとい

うものである。弁護士も地域住民の一人としてコミュニティに参加することで、こどもやその親が気軽に法的支援につながれるようにする試みである。

4 弁護士等に各種手続を依頼する場合の費用等の援助制度

弁護士に各種手続を依頼したくても、費用を用意できないため依頼をすることが難しいという場合がある。この問題に対応するため、次の制度がある。

(1) 代理援助・書類作成援助(民事法律扶助)

裁判・調停・交渉等の手続において弁護士・司法書士の代理が必要なとき(代理援助)や、自分で裁判を起こす場合に裁判所に提出する資料の作成が必要なとき(書類作成援助)に、これらの手続を弁護士・司法書士が行うのに必要な費用を、審査の上、無利息で立て替え、その立替金を後から分割で支払うことができる制度である(詳細は68ページ参照)。

なお、この制度は、未成年者単独の利用はできず、未成年者が制度を利用する場合は、法定代理人(親など)の同意が必要である。

(2) 子どもに対する法律援助(日本弁護士連合会法テラス委託援助業務)

虐待を行う親との関係調整や離縁訴訟等の支援を必要とする場面では、親などの法定代理人の同意を前提とする民事法律扶助は利用になじまない。

また、児童相談所、児童養護施設や学校等との交渉では、民事法律扶助を利用することができない。

このように、民事法律扶助ではカバーされていないが、弁護士による支援が必要な一定の場合について、法テラスは、日本弁護士連合会から委託を受け、弁護士費用等を援助している(子どもに対する法律援助)。

この制度は、こども本人と受任予定弁護士の連名により申込みが可能である。上記1(1)の犯罪被害者支援ダイヤルやDV等被害者法律相談援助を利用して弁護士につながったこどもが、原則として弁護士費用の心配をすることなく、その先の対応を弁護士に依頼することができる(詳細は143ページ参照)。

5 地域における関係機関連携

(1) 弁護士のケース会議参加



生活困窮者支援調整会議に参加する法テラスの常勤弁護士（左から3人目）
（令和3年度法テラス白書特集より）

地域によって実施状況に差があるが、法テラスの常勤弁護士が、生活困窮、DV、その他の法的問題を抱える家庭に関する支援者のケース会議に参加している。また、一部地域における期間限定の取組であるが、常勤弁護士以外の弁護士がケース会議に参加する謝金を法テラスが負担するという取組も行なっている。ケース会議に弁護士も参加することで、法的問題を含む課題の整理、福祉関係者と弁護士の役割分担を行うことができる。

(2) DV被害者支援機関、スクールソーシャルワーカー等との各種協議会



地方協議会の様子

法テラスでは、全国の地方事務所において、地域の実情に応じた業務運営を実現するため、地域の関係機関・団体が参加する地方協議会を開催している。例えば、自治体の子育て支援課、教育委員会、児童相談所、学校、警察署といった関係機関が参加して、「女性と子ども」をテーマに地方協議会を開催した例もある。離婚・DV等、児童虐待・貧困・多重債務をテーマにしたグループワークを実施した上で、現場における法テラスの活用の仕方や地域の相談体制整備について意見交換を実施している。

また、地域で開催されるスクールソーシャルワーカーネットワーク会議に、法テラス職員も参加し、事例検討や法テラスの活用について協議している例もある。

(3) 常勤弁護士の要保護児童対策地域協議会への参加



要保護児童対策地域協議会に参加している法テラスの常勤弁護士（右から4人目）

一部の地域では、法テラスの常勤弁護士が、要保護児童対策地域協議会に参加している。個別ケースについての助言を行うとともに、要保護児童に関する地域の体制整備に関する協議を地域の関係機関と共同して行っている。